

報告第19号

損害賠償額の決定に関する

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、平成30年10月4日次のとおり損害賠償額の決定について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

平成30年10月25日

品川区長 濱 野 健

損害賠償額の決定について

- 1 件 名 自転車走行中に起きた乗用車との接触事故
- 2 事故の概要 平成30年7月13日福祉部生活福祉課の職員が運転する自転車が、品川区二葉一丁目15番先の交差点に進入する際、安全確認を怠ったため、左側から直進してきた乗用車に接触し、同車のフロントバンパーを破損した。
- 3 損害賠償額 17,003円（修理費）
- 4 相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]